

吉原小学校いじめ防止基本方針

令和5年3月31日改訂

◇学校いじめ防止基本方針の目的

「いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号)」及び国のいじめ防止のための基本方針に基づき策定された「横浜市いじめ防止基本方針」を受け、学校における「いじめ防止等を推進する体制づくり」を確立し、迅速かつ適切に「重大事態」等に対処するために、学校いじめ防止基本方針を策定する。

1 いじめ防止に向けた学校の考え方

◇いじめの定義

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

(「いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号)」第2条)

◇いじめ防止等におけるの基本理念

全ての子どもは、かけがえのない存在であり、社会の宝である。子どもが健やかに成長していくことは、いつの時代も社会全体の願いであり、豊かな未来の実現に向けて最も大切なことである。

子どもは、人と人との関わり合いの中で、自己の特性や可能性を認識し、また、他者の長所等を発見する。互いを認め合い、誰もが安心して生活できる場であれば、子どもは温かい人間関係の中で自己実現を目指して伸び伸びと生活できる。しかし、ひとたび子どもの生活の場に、他者を排除するような雰囲気形成されれば、その場は子どもの居場所としての機能を失い、いじめを発生させる要因ともなりかねない。子どもにとって、いじめはその健やかな成長への阻害要因となるだけでなく、将来に向けた希望を失わせるなど、深刻な影響を与えるものとの認識に立つ必要がある。

2 「学校いじめ防止対策委員会」の設置

◇委員会の構成

管理職、児童支援専任、教務主任、学年主任、養護教諭、各学年児童指導担当

※必要に応じて、心理や福祉等の専門家の参加を求める。

◇委員会の運営

- ◆ 「学校いじめ防止対策委員会」を常設し、月1回以上、定期的を開催する。また、いじめの疑いのある段階で、直ちに「学校いじめ防止対策委員会」を開催する。
- ◆ 校長等の責任者は、学校として組織的に対応方針を決定するとともに、会議録を作成・保管し、進捗の管理を行う。

◇委員会の活動内容

- ◆ 未然防止:いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくり
- ◆ 早期発見・事案対処
 - ・ いじめの相談・通報の窓口の設置
 - ・ いじめの早期発見、事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有

- ・ いじめ(「疑い」を含む)を察知した場合には、情報の迅速な共有、関係児童に対するアンケート調査、聞き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断
- ・ いじめを受けた児童に対する支援、いじめを行った児童に対する指導の体制、対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施
- ◆ 取組の検証
 - ・ 学校いじめ防止基本方針に基づく年間計画の作成・実行・検証・修正
 - ・ 学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修の企画と計画的な実施
 - ・ 学校いじめ防止基本方針が学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検と学校いじめ防止基本方針の見直し(PDCA サイクルの実行を含む)

3 いじめの未然防止、早期発見・事案対処

◇いじめの未然防止

- ・ 児童が規律正しく主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくり
- ・ 人権教育、道徳教育の推進
- ・ Y-P アセスメントシートや「子どもの社会的スキル横浜プログラム」の活用

◇いじめの早期発見

- ・ 児童支援部会や職員会議での「児童理解」情報共有の推進
- ・ 定期的なアンケート、いじめ解決一斉キャンペーンの実施
- ・ 児童支援専任・養護教諭を中心とした教育相談の実施
- ・ 教職員研修
- ・ インターネットを通じたいじめの対処及び情報モラル教育の推進
- ・ 保護者、地域、関係機関との連携

◇いじめに対する措置

- ・ いじめ防止対策委員会での情報共有、対応方針決定、記録
- ・ 被害児童及び保護者への支援、加害児童及び保護者への指導・支援
- ・ 保護者の協力、警察署等の関係機関・専門機関との連携

◇いじめの解消

- ・ 少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある
 1. いじめの行為が少なくとも3ヶ月(目安)止んでいること
 2. いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じていないこと

◇教職員等への研修

- ・ 児童の心理や、行為・行動の背後にある子ども同士の人間関係をとらえる教職員の能力を高める実践的な研修や、法の確実な運用を行うための研修を推進する

◇学校運営協議会等の活用

- ・ まちとともに歩む学校づくり懇話会(以後「まち懇」)等を活用し、いじめの問題や学校が抱える課題等を保護者、地域と共有し、連携・協働して取り組む

◇取組の年間計画

月	取組内容
4	○学級編制時の児童理解のための引き継ぎ ○全教職員での本基本方針の理解周知 ○児童理解のための情報交換(毎週の打ち合わせ)
5	○学年経営計画作成 ○YP アセスメント実施① ○児童理解のための情報交換(毎週の打ち合わせ) ○記名式いじめアンケートの実施
6	○学級目標設定・掲示 ○研修会の内容を検討 ○児童理解のための情報交換(毎週の打ち合わせ)
7	○研修会(いじめ防止)の内容提案 ○児童理解のための情報交換(毎週の打ち合わせ)
8	○教職員研修
9	○児童理解のための情報交換(毎週の打ち合わせ)
10	○児童理解のための情報交換(毎週の打ち合わせ)
11	○Y-P アセスメント実施② ○児童理解のための情報交換(毎週の打ち合わせ)
12	○いじめ防止啓発月間・校長講話 ○無記名式いじめアンケートの実施いじめ解決一斉キャンペーン ○児童理解のための情報交換(毎週の打ち合わせ)
1	○児童理解のための情報交換(毎週の打ち合わせ)
2	○児童理解のための情報交換(毎週の打ち合わせ) ○年度末反省(成果と課題)
3	○児童理解のための情報交換(毎週の打ち合わせ) ○吉原小学校いじめ防止基本方針の見直し
年間	いじめ防止対策委員会(毎月・随時)

4 重大事態への対処

◇重大事態の定義

- ・ いじめ防止対策推進法第28条第1項においては、いじめの重大事態の定義は、「いじめにより当該学級に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」(同項第1号)、「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」(同項第2号)とされている。

◇発生の報告

- ・ 学校は、重大事態が発生した場合(疑いを含む)は、直ちに教育委員会に報告する。

5 いじめ防止対策の点検・見直し

- ・ いじめに対応する組織体制や対応の流れについて、少なくとも年1回点検を行い、必要に応じて組織や取組等の見直しを行う(PDCAサイクル)
- ・ 必要がある場合は、横浜市いじめ防止基本方針を含めて見直しを検討し、措置を講じる。